



もみの樹・渋谷本町のご入居費用

方式	プラン	入居一時金	初期償却額	償却年月数	家賃相当額	月額利用料	月間支払額
A方式 65歳～72歳	一時金プラン	36,000,000円	9,000,000円	108ヶ月 初期償却 25.00%	0円	287,340円	287,340円
	併用プランa	27,000,000円	6,750,000円		87,500円		374,840円
	併用プランb	18,000,000円	4,500,000円		175,000円		462,340円
	併用プランc	9,000,000円	2,250,000円		262,500円		549,840円
B方式 73歳～79歳	一時金プラン	31,300,000円	7,300,000円	96ヶ月 初期償却 23.33%	0円	287,340円	287,340円
	併用プランa	23,475,000円	5,475,000円		85,600円		372,940円
	併用プランb	15,650,000円	3,650,000円		171,200円		458,540円
	併用プランc	7,825,000円	1,825,000円		256,800円		544,140円
C方式 80歳～85歳	一時金プラン	26,400,000円	5,400,000円	84ヶ月 初期償却 20.45%	0円	287,340円	287,340円
	併用プランa	19,800,000円	4,050,000円		82,500円		369,840円
	併用プランb	13,200,000円	2,700,000円		165,000円		452,340円
	併用プランc	6,600,000円	1,350,000円		247,500円		534,840円
D方式 86歳～89歳	一時金プラン	21,750,000円	3,750,000円	72ヶ月 初期償却 17.24%	0円	287,340円	287,340円
	併用プランa	16,312,500円	2,812,500円		79,300円		366,640円
	併用プランb	10,875,000円	1,875,000円		158,600円		445,940円
	併用プランc	5,437,500円	937,500円		237,900円		525,240円
E方式 90歳～94歳	一時金プラン	17,600,000円	2,600,000円	60ヶ月 初期償却 14.77%	0円	287,340円	287,340円
	併用プランa	13,200,000円	1,950,000円		77,000円		364,340円
	併用プランb	8,800,000円	1,300,000円		154,000円		441,340円
	併用プランc	4,400,000円	650,000円		231,000円		518,340円
F方式 95歳以上	一時金プラン	10,150,000円	1,150,000円	36ヶ月 初期償却 11.33%	0円	287,340円	287,340円
	併用プランa	7,612,500円	862,500円		74,100円		361,440円
	併用プランb	5,075,000円	575,000円		148,100円		435,440円
	併用プランc	2,537,500円	287,500円		222,100円		509,440円
月払プラン	-	-	-	-	326,000円	-	613,340円

【内訳】
 管理費
 171,600円(税込)
 特別サービス費
 59,400円(税込)
 食費(30日)
 56,340円(税込)

【自立者のみ】
 自立支援費用
 23,100円(税込)

- 償却年月数は、想定居住期間です。
- 入居者が入居日の翌日から3月以内に契約終了となった場合は、受領済みの入居一時金の金額（非返還部分を含む）から、入居日から起算して契約終了となった日までの日数の目的施設の利用料及び原状回復費用を差し引いた上で、その差引残額を契約終了日の翌日から起算して60日以内に無利息で返還いたします（死亡退去を含みます）。
- $[1日あたりの目的施設の利用料 = (入居一時金 - 非返還部分の額) \div (想定居住期間の月数) \div 30]$
- 入居日の翌日から3月の期間が経過した後は、ご入居月数にかかわらず初期償却額はご返却できません。
- 入居一時金、家賃および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。
- 消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。
- 月払い契約方式プランは、入居一時金返還金はございません。



利用料金の詳細について

月額利用料の内訳について

- 管理費
施設の運営費、事務・管理部門の人件費、事務管理費、光熱水費に対する費用です。
- 特別サービス費
要介護者等の人員過配置サービス費に充当する費用です。
※人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入で賄えない額に充当するものです。
- 食費
1日3食、30日利用の場合の金額です。
※食費の税額につきましては、一部軽減税率8%の対象品目が含まれております。
- その他の費用
介護保険自己負担分、医療費、紙おむつ、個人的生活費、有料サービスにかかる費用等については、別途ご入居者の負担となります。

介護保険サービスの自己負担割合の目安

特定施設入居者生活介護利用契約を結ばれている方は、別途、介護保険利用者負担額のお支払いが必要です。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担分 1割	8,202円	12,996円	22,660円	25,131円	27,714円	30,112円	32,657円
利用者負担分 2割	16,403円	25,992円	45,320円	50,262円	55,427円	60,223円	65,313円
利用者負担分 3割	24,604円	38,988円	67,980円	75,393円	83,140円	90,334円	97,970円

- 上記の介護給付費は実際の利用日数に応じて決定致します。
- 小数点以下の端数処理等の関係で、実際のご請求額とは多少のずれが生ずる場合があります。
- 給付費は非課税です。
- 介護保険給付費は、厚生労働省が告示する介護保険給付基準が変更される場合には、それに沿って変更されます。

解約時の返還金の算定方法

入居一時金の償却が完了し、入居一時金残高がない場合には、返還金はありません。

入居一時金返還金 = (入居一時金 - 初期償却額) ÷ (入居日から償却期間満了日までの実日数) × (契約終了日から償却期間満了日までの実日数) の金額を返還いたします。

介護付有料老人ホーム もみの樹・渋谷本町

〒151-0071 東京都渋谷区本町5-25-1

TEL: 03-5333-1561 FAX: 03-5333-1562